

名古屋市生涯学習センター等及び名古屋市立高等学校等における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付

【一般競争入札(持参方式)】

# 入札案内書

令和 8 年 2 月 24 日入札実施

(令和 8 年 4 月設置分)

名古屋市教育委員会

この入札案内書と別冊で物件説明書  
(共通仕様書・物件別特記仕様書)があります。

# 目 次

◇ 入札のあらまし .....	P 1
◇ 入札説明書 .....	P 3
第 1 貸付物件 .....	P 3
第 2 参加者の資格 .....	P 3
第 3 自動販売機の設置条件 .....	P 6
第 4 申込・受付 .....	P 7
第 5 入札保証金 .....	P 8
第 6 入札日時等 .....	P 9
第 7 入札金額 .....	P 9
第 8 入札書 .....	P10
第 9 開札 .....	P10
第10 落札者の決定 .....	P10
第11 契約の締結 .....	P11
第12 貸付料の納付 .....	P11
第13 契約保証金 .....	P11
第14 先着順貸付け .....	P11
第15 お問い合わせ先 .....	P12
◇ 入札物件一覧表 .....	P13～15
◇ 公有財産一時使用契約書(ひな形) .....	P16～21
◇ 封筒記載例 .....	P22
◇ 入札参加申込書(記載例・申込書・事務担当者票) .....	P23～26
◇ 法人役員に関する調書(記載例・調書) .....	P27～28
◇ 入札書(記載例・入札書) .....	P29～32
◇ 委任状(記載例・委任状) .....	P33～34
◇ 公有財産借受申込書(記載例・申込書) .....	P35～38
◇ 市役所位置図・地下鉄路線図・教育館位置図 .....	P39～40
◇ お問い合わせ先 .....	P41

## 入札のあらまし

自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付は、最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方に、名古屋市有地及び建物の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、入札案内書をよくお読みになり現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

「入札のあらまし」は以下の通りです。

### 入札案内書の配布(この案内書)

令和 8年 1月6日(火)から令和 8年 1月16日(金)まで

市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

物件ごとに仕様が異なりますので、内容をよくご確認ください。

(アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1035043/1044264.html>)

### 申込・受付(詳しくは 7ページ)

令和 8年 1月 6日(火)から令和 8年 1月16日(金)の午前 9時から午後 5時まで

(ただし、正午から午後 1時、土曜日、日曜日及び祝休日を除く)

受付場所:教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課 (名古屋市教育館 6階)

郵送による申込もできます(期間内必着)

### 参加資格の審査結果の通知(詳しくは 8ページ)

令和 8年 2月中旬

申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方(以下「入札参加者」といいます。)へ「入札参加書」等を郵送します。なお、本市から内容の確認を行う場合があります。

(次ページへ)

入札の実施(詳しくは 9ページ)

令和 8年 2月24日(火) 午前10時

(場所 名古屋市役所 西庁舎12階 市長部局入札室)

市公式ウェブサイトより書式をダウンロードしてください。必要事項を記入し、入札書(入札を委任する場合は委任状も)をご持参ください。



契約の締結(詳しくは11ページ)

令和 8年 3月24日(火)まで

契約締結期限は令和 8年 3月24日(火)です。当初の契約期間は令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日までとし、令和 9年 4月 1日から 4年を限度に、1年を単位として更新できます。(限度は物件により異なり、最大令和13年 3月31日まで)。

更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。



貸付料及び契約保証金の納付(詳しくは11ページ)

契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除することがあります。



自動販売機の設置

新規設置の物件等で本市が特に認めた場合を除き、設置工事は、契約期間内に行ってください。令和 8年 4月 1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状復帰のうえご返却ください。

# 入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

## 第1 貸付物件

1 貸付物件は、入札物件一覧表(13~15ページ)及び(別冊)物件説明書のとおりです。

物件数 22 施設数 12

2 入札は物件番号ごとに行います。複数物件に入札することもできます。

3 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。

4 物件ごとに特記仕様があります。詳しくはそれぞれの物件別特記仕様書をご参照ください。

5 現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自分で現地確認を行ってください。

## 第2 参加者の資格

1 入札に参加できる者は、個人又は法人とします。ただし、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年(自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一部貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者については3か月)を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日付け15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。)

(5) 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者

(6) 公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年2月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置を受けている

者

(7) 公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(設置する種類のもの)を設置した実績がない者。

## 2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員(法人の場合は、法人の役員等全員を含む)について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提出していただきます(詳しくは、「第4 申込・受付」をご参照ください。)。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込をすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、上記照会を含めた入札関連事務にのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

## 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

### 1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

### 2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害(不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

### 第3 自動販売機の設置条件

---

(別冊の物件説明書をご参照ください。)

#### 1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はありません。

#### 2 貸付期間

- (1) **当初の契約期間は令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日までとし、令和 9年 4月 1日から 4年を限度に、1年を単位として更新できます(最大令和13年 3月31日まで)。**物件ごとに更新限度を規定している場合があるため、物件別特記仕様書(「(別冊)物件説明書12~75ページ」)をご確認ください。

また、本市が一時使用物件を必要とする事情が生じた場合には、事前協議のうえ、更新を許可しない、または契約期間途中で契約を終了する場合があります。

- (2) 更新は 1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。

- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

#### 3 機器の設置

機器の設置については、契約後に施設担当課と調整のうえ行ってください。令和 8年 4月 1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。

#### 4 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

#### 5 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、名古屋市が指定する期限までに全額納付してください。ただし、単独引込により給電を行う場合、または、賃貸人との協議により、水道料金を定額制(月額330円。消費税等を含む。)とする場合については、子メーターの設置は必要ありません。
- (3) 電気工事等が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は設置事業者の負担とします。

#### 6 設置機器の仕様

共通仕様書及び物件別特記仕様書をご参照ください。

#### 7 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) その他契約書、物件説明書記載の事項を遵守すること。

## 8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあつても一切名古屋市に請求することができません。

## 9 物件別特記仕様

物件によって個別の仕様があり、物件別特記仕様書に記載しております。内容をよくご確認のうえ、ご不明な点があれば、物件別特記仕様書に記載の担当までお問い合わせください。

# 第4 申込・受付

受付期間	令和 8年 1月 6日(火)から令和 8年 1月16日(金)の午前 9時から午後 5時まで(ただし、正午から午後1時、土曜日、日曜日及び祝休日を除く)
提出先	〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目1番4号(名古屋市教育館6階) 名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課 ※ 郵送する場合は、封筒(表)に「自動販売機入札参加申込書在中」と朱書きしてください(入札説明書21ページをご参照ください。)。
必要書類等	(1) <b>入札参加申込書</b> 1通 入札説明書25ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (2) <b>事務担当者票</b> 1通 入札説明書26ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 入札参加申込書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は提出不要です。 (3) <個人の場合> <b>住民票の写し</b> 1通 <法人の場合> <b>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書</b> 1通 いずれも発行後 3月以内のもの(令和 8年 1月15日受付の場合、令和 7年10月15日以降のもの)で、連名の場合は連名者全員のもの。 (4) <法人のみ> <b>法人役員に関する調書</b> 1通 入札説明書26ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (5) <個人法人いずれも> <b>入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(設置する種類のもの)</b> を設置した実績がわかるもの (官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との賃貸借契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらのコピーを提出してください。)

	<p>※ 連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要です。</p> <p>(6) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記入し簡易書留料金分を加えた料金の切手(460円)を貼った長3号(12cm×23.5cm)封筒</p>
注意事項	<p>(1) 書類の提出方法は、郵送又は持参に限ります。</p> <p>(2) 郵送の場合は簡易書留による郵送をお勧めします。</p> <p>(3) 期限までに到達しない申込み、必要書類がそろっていない申込みは無効となりますので、早めにご提出ください。</p> <p>(4) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。</p>
参加資格の審査結果通知	<p>申込み受付後、参加資格について審査をし、令和8年2月上旬に次の書類を郵送します。なお、本市から内容について確認を行う場合があります。</p> <p>① 入札参加書 ② 入札保証金納付書(入札保証金の納付が必要な方のみ)</p> <p>書類が届かなかった場合は、裏表紙記載の問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>※ 「入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管してください。</p>

## 第5 入札保証金

1 入札保証金とは、入札するにあたって、物件ごとにあらかじめ指定する金額を入札前に納めていただくものです。

入札保証金額は、次のとおりです。

最低貸付価格(円)※	400	900
入札保証金額(円)	1,200	2,700

(※ 物件ごとの最低貸付価格(月額)は、入札説明書13~15ページをご参照ください。)

なお、参加申込者が自ら管理・運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績がわかる書類を提出して、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除します。

2 入札保証金の納付が必要な方には、入札保証金納付書をお送りしますので、納付期限までに納めてください。

3 入札保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に振り出された名古屋手形交換所扱い(小切手の右上に「名古屋」と印字されたもの)の自己宛小切手でなければなりません。

※ 名古屋手形交換所扱いの小切手であるかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

4 入札保証金の納付後、入札保証金保管証書(領収書)をお渡しします。この書類は、入札保証金の還付請求をされる際に必要となりますので、必ず保管してください。

5 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。

※ 還付の請求を受付してから、実際の還付まで1～2週間かかります。

6 複数物件に入札し、全物件落札できた場合又は一部の物件が落札できた場合、入札保証金は落札できた全物件の契約締結が完了した後に還付します。

7 入札保証金には、利子を付けません。

## 第6 入札日時等

入札会場	名古屋市役所 西庁舎12階 市長部局入札室
入札日時	令和 8年 2月24日(火) 午前10時から
必要書類等	<p>(1) <b>入札書</b>※ 入札説明書31、32ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は入札説明書29、30ページの記載例をご参照ください。</p> <p>(2) <b>入札参加書</b></p> <p>(3) <b>委任状(代理人が入札する場合は必須)※</b> 代理人が入札する場合、<u>必ず委任状が必要となります。</u>入札説明書34ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 代理人は、複数の委任者の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に入札を委任することはできません。また、<u>代理人の本人確認ができる書類(社員証、名刺、運転免許証等)をご持参下さい。</u></p> <p>(4) <b>印鑑(代理人が入札する場合は代理人の印鑑)</b> 記入誤りの際の訂正印として使用する場合があります。 ※ の書類の押印は不要となりました。それに伴い、代理人が入札する際は必ず委任状が必要となりますのでご注意ください。</p>
注意事項	<p>(1) 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、入札时限を過ぎると入札はできません。</p> <p>(2) 入札者以外の方は、入場できません。</p> <p>(3) 公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いします。</p> <p>(4) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。</p>

## 第7 入札金額

入札金額は、貸付料の月額を表示してください。最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方が落札者となります。

物件ごとの最低貸付価格(月額)は、入札説明書13～15ページをご参照ください。

## 第8 入札書

---

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札説明書31、32ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。ただし、金額の訂正はできません。
- 4 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。また、金額の頭に¥マークを記入してください。
- 5 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、複数の委任者の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - (1) 入札参加資格のない方のした入札
  - (2) 最低貸付価格(月額)に達しない金額を記載した入札
  - (3) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
  - (4) 記入事項を判読できない入札
  - (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
  - (6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
  - (7) 記名のない入札
  - (8) 同一物件につき同一の名をもつてした 2通以上の入札(代理人によるものも含む。)
  - (9) その他入札の条件に違反した入札

## 第9 開札

---

- 1 開札は、入札会場において入札の終了後ただちに入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- 2 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札者とし、入札会場内で次順位者と併せて発表します。
- 3 最高価格(月額)の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき、落札者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

## 第10 落札者の決定

---

入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。

## 第11 契約の締結

- 落札者には、契約書等の契約関係書類を郵送します。
- 契約締結期限は令和 8年 3月24日(火)です。それまでに貸付契約を締結しないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 貸付契約は、入札申込者名義で行います。

## 第12 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

## 第13 契約保証金

- 貸付契約締結と同時に契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 契約保証金は、貸付月額(入札金額)の 6か月分とします。
- 契約保証金は、一時使用物件の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 契約保証金には、利子を付けません。
- 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

## 第14 先着順貸付け

- 申込み又は落札のなかった場合については、次表のとおり、先着順にて受付け、貸付けます。
- 開札終了後、市公式ウェブサイトに先着順物件を公表します。
- 貸付期間の開始日は、令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日までとし、令和 9年 4月 1日から 4年を限度に、1年を単位として更新できます(更新の限度は物件によって異なります。最大令和13年3月31日まで)。

受付期間	令和 8年 3月 10日(火)から令和 8年 3月12日(木) 午前 9時から午後 5時まで(ただし、正午から午後 1時を除く)
提出先	(1)生涯学習センター及び女性会館 名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課(名古屋市教育館 6階) (2)市立高等学校及び笹島小中学校第 2グラウンド

	<p>名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課(名古屋市役所東庁舎 6階)  ※ 郵送、電話、ファックスによる提出はできません。</p>
必要書類等 (入札に参加 した者は (2)～(4)の 提出は不要)	<p>(1) 公有財産借受申込書  入札説明書37、38ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。事務担当者票も提出してください。</p> <p>(2) &lt;個人の場合&gt; 住民票の写し 1通  &lt;法人の場合&gt; 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通  どちらも発行後 3月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。</p> <p>(3) &lt;法人のみ&gt; 法人役員等に関する調書 1通  入札説明書28ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。</p> <p>(4) &lt;個人法人いずれも&gt;入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(設置する種類のもの)を設置した実績がわかるもの  (官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー)  ※ 連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要です。</p>
注意事項	<p>(1) 受付開始時間の午前 9時までに、又はそれ以降、受付場所に同時に同一物件に複数の方の申込みがあつたときは、抽選とします。</p> <p>(2) 先着順のためすでに貸付契約済みの場合がありますのでご了承ください。また、事情により受付期間途中で受付を終了することもありますのでご了承ください。</p>

## 第15 お問い合わせ先

入札説明書裏表紙に記載のとおりです。

問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

入札物件一覧表

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	最低貸付価格 (月額・円)	備考
教育- 1	清涼飲料水	中川生涯学習センター	駐車場内 (屋外)	1	400	
教育- 2	清涼飲料水	南生涯学習センター	1階口ビーム内 a	1	900	
教育- 3	清涼飲料水	女性会館	情報棟 1階口ビーム内 (屋内)	1	900	
教育- 4	氷菓	桜台高等学校	3棟 (アーレ棟) 北東側 (屋外)	1	400	
教育- 5	清涼飲料水	北高等学校	管理教室棟 (A棟) 西昇降口東 a (屋外)	1	400	
教育- 6	清涼飲料水	北高等学校	管理教室棟 (A棟) 西昇降口東 c (屋外)	1	400	
教育- 7	清涼飲料水	富田高等学校	A棟中央昇降口横 b (屋外)	1	400	

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	最低貸付価格 (月額・円)	備考
教育-8	清涼飲料水	富田高等学校	A棟中央昇降口横c (屋外)	1	400	
教育-9	清涼飲料水	富田高等学校	体育館出入口前A (屋外)	1	400	
教育-10	清涼飲料水	富田高等学校	体育館出入口前B (屋外)	1	400	
教育-11	清涼飲料水	富田高等学校	体育館出入口前C (屋外)	1	400	
教育-12	清涼飲料水	山田高等学校	北校舎パン販売所南渡り廊下東 A (屋外)	1	400	
教育-13	清涼飲料水	山田高等学校	北校舎パン販売所南渡り廊下東 B (屋外)	1	400	
教育-14	清涼飲料水	山田高等学校	北校舎パン販売所南C (屋外)	1	400	
教育-15	清涼飲料水	名東高等学校	1階生徒昇降口外面北西 A (屋外)	1	400	

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	最低貸付価格 (月額・円)	備考
教育-16	清涼飲料水	西陵高等学校	北棟出入口ホール横 D (屋内)	1	900	
教育-17	氷菓	西陵高等学校	北棟出入口ホール横 E (屋内)	1	900	
教育-18	清涼飲料水	名古屋商業高等学校	校舎棟 1階ラウンジ B (屋内)	1	900	
教育-19	清涼飲料水	工業高等学校	北美習棟東側 a (屋外)	1	400	
教育-20	清涼飲料水	工業高等学校	北美習棟東側 b (屋外)	1	400	
教育-21	清涼飲料水	工業高等学校	体育館棟 1階西側出入口前 e (屋外)	1	400	
教育-22	清涼飲料水	笛島小中学校 第 2 グラント南側 B	第 2 グラント南側 B (屋外)	1	400	

# 公有財産一時使用契約書（ひな形）

賃貸人名古屋市（以下「賃貸人」という。）と賃借人（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第25条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

## （信義誠実等の義務）

第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 賃借人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

## （一時使用物件）

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地番	施設名称	設置場所	設置可能範囲	設置台数
（施設所在地）	（施設名称）	（設置場所）	m <sup>2</sup>	台

## （指定用途）

第3条 賃借人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。

2 賃借人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙共通仕様書及び物件別仕様書の内容を遵守しなければならない。

## （一時使用期間及び更新）

第4条 一時使用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 賃借人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年間を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

3 前項に定める賃借人の申請は、各年11月末日までに賃貸人に文書で行うものとする。なお、申請が無かつた場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。ただし、本市が一時使用物件を必要とする事情が生じた場合には、事前協議のうえ、更新を許可しない、または契約期間途中で契約を終了する場合がある。

## （貸付料）

第5条 貸付料は、総額金「落札金額」×12か月円（月額金「落札金額」円）とする。ただし、第4条第2項の定めにより契約更新された場合の貸付料は、総額金「落札金額」×12か月円（月額金「落札金額」円）とする。

2 賃借人は、前項に定める貸付料を、賃貸人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	支払額	支払時期
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	4月末日

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年度	支払額	支払時期
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	4月末日
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月分	4月末日

3 前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第6条 貸借人は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 貸借人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、貸借人に納入通知書を送付する。

3 貸借人は、前項の納入通知書の定める日までに貸借人に電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第7条 貸借人は、第5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則第33条第1項に定める率により算定した延滞金を貸借人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 貸借人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第9条 貸借人は、貸借人に対して契約保証金として金\_\_\_\_\_円(貸付月額6か月分)を、貸借人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第31条の規定により、契約保証金の納付を免除することがある。

2 前項に定める契約保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 貸借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、貸借人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、貸借人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を貸借人に書面で通知するものとし、貸借人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を貸借人に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、貸借人は、契約保証金をもって本件契約から発生する貸借人の貸借人に対する債務の弁済に充当することを貸借人に請求できない。

6 貸借人は、本件契約が終了し、貸借人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、貸借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した貸借人の貸借人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている

契約保証金から賃借人の賃貸人に対する一切の債務を控除した残額を賃借人に還付する。

7 賃借人は、賃貸人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

#### (届出事項)

第10条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに賃貸人に対して届けなければならない。

- (1) 賃借人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
- (2) 賃借人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき
- (3) 一時使用物件が滅失又は損傷したとき

#### (契約不適合責任)

第11条 賃借人は、本件契約を締結した後、一時使用物件について数量の不足等、契約の内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

#### (指定期日)

第12条 賃借人は、一時使用物件を、賃貸人と賃借人で協議のうえ決定した期日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

2 賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けなければならない。

#### (権利譲渡等の禁止)

第13条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

#### (物件保全義務)

第14条 賃借人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の規定により支出する費用は、すべて賃借人の負担とし、賃貸人に対しその償還等の請求をすることができない。
- 3 賃借人は、騒音、悪臭又は土壤汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 賃借人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

#### (調査協力義務)

第15条 賃貸人は、一時使用物件について隨時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、これに協力しなければならない。

2 賃借人は、10月及び4月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を賃貸人へ提出しなければならない。

### (違約金)

第16条 賃借人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として賃貸人に納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金\_\_\_\_\_円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）
- (2) 第12条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金\_\_\_\_\_円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）
- (3) 第13条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金\_\_\_\_\_円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額。）
- (4) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金\_\_\_\_\_円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

### (契約の解除)

第17条 賃貸人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき。
- (2) 賃借人が、第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 賃借人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。
- (4) 賃借人が、第12条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (5) 賃借人が、第13条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (6) 賃借人が、第14条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 賃借人が、第14条第3項の定めに違反したとき。
- (8) その他賃借人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があつたとき。

### (期間内解約)

第18条 賃借人は、第4条に定める一時使用期間中に、賃貸人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、賃借人の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料（1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。）について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付するものとする。ただし、

当該申し込み時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとする。

- 2 貸借人は、前項の解約申し込み時において、貸付料の2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

#### （契約の失効）

第19条 天災地変その他賃貸人賃借人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

- 2 前項により本件契約が失効した場合には、賃貸人賃借人相互に損害賠償の請求はしない。

#### （原状回復義務）

第20条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、賃借人は自己の費用をもって工作物その他賃借人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 貸借人は、前項の定めにより一時使用物件を賃貸人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに賃貸人の検査を受け、賃貸人の承認を得なければならない。
- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、賃借人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、賃借人は賃貸人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、賃貸人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

#### （貸付料の清算）

第21条 本件契約が、第17条の定めにより一時使用期間の中途で解約された場合において、その原因が同条第1号によるときその他賃借人の責めに帰することができない事由によるものであると賃貸人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

#### （損害賠償）

第22条 貸借人は、本件契約に定める義務を履行しないため賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （有益費等の放棄）

第23条 貸借人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

#### （契約の費用）

第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

#### （疑義の決定）

第25条 本件契約に関し疑義があるときは、賃貸人賃借人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第26条 賃貸人賃借人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合について  
は、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自そ  
の1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

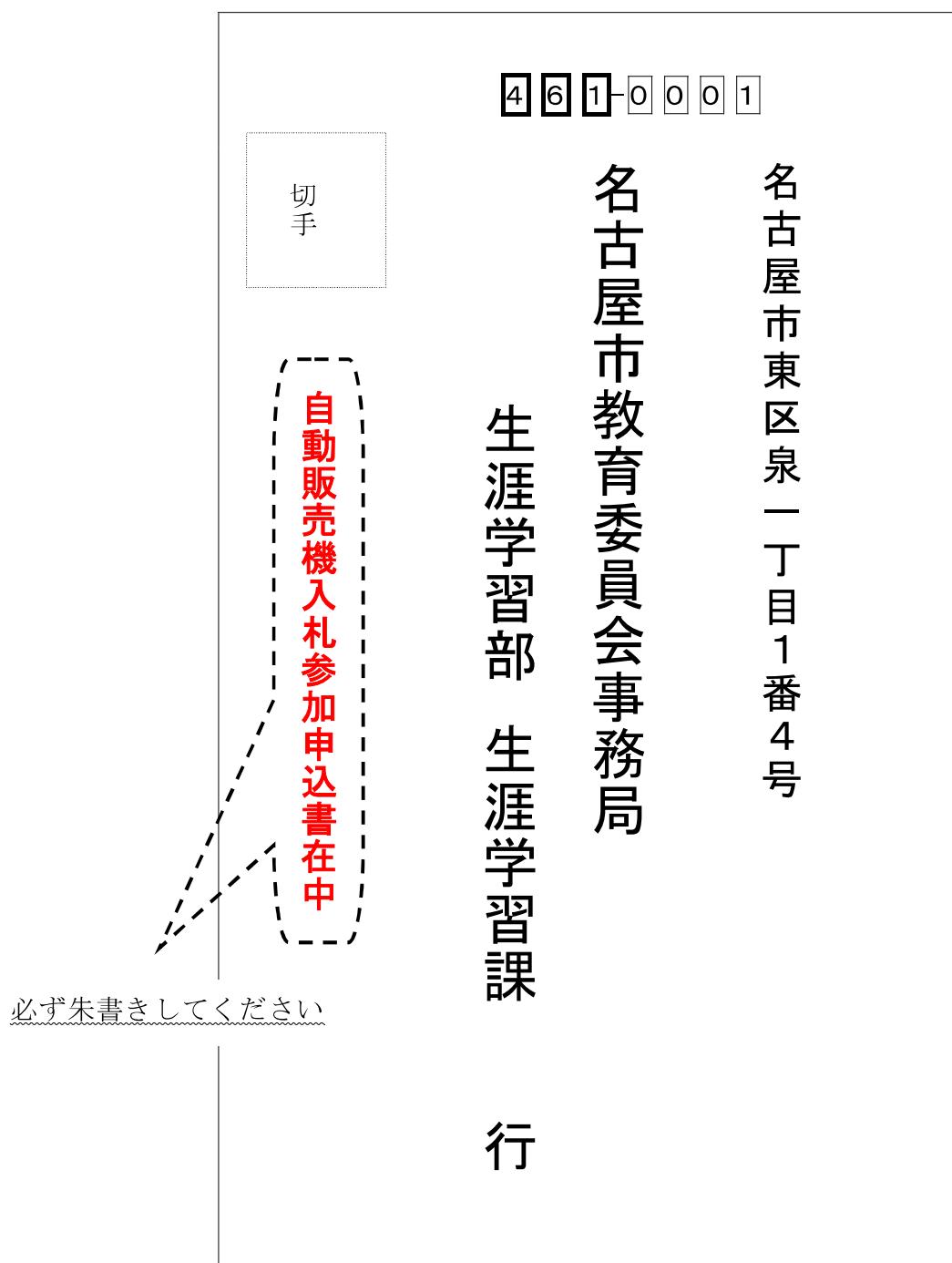
印

賃借人

印

入札参加申込書郵送の場合 封筒記載例

(表面)



※ 簡易書留郵便による郵送をお勧めします。

※ 受付期間内に必着するように郵送してください。

## 入札参加申込書

令和8年1月9日

(あて先)

名古屋市長 広沢  
個人の場合

一郎

(入札申込者)

住所名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(フリガナ) ナゴヤ タロウ

氏名名古屋 太郎

電話(052)961-1111

法人の場合

(入札申込者)

住所(所在地)名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
(フリガナ) ナゴヤ カブシキガイシャ(代表者役職・氏名)代表取締役 名古屋 一郎  
電話(052)961-1111

※法人の場合は主たる所在地・名称・代表者役職・氏名を記入してください。

令和8年1月6日付で公告のありました名古屋市立生涯学習センター等及び名古屋市立高等学校等における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

## 添付書類

①&lt;個人の場合&gt; 住民票の写し 1通

&lt;法人の場合&gt; 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通

法人役員に関する調書 1通

いずれも発行後 3月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。

②&lt;個人法人いずれも&gt;入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(設置する種類のもの)を設置した実績がわかるもの(官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し)

## 備考

- ①返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し簡易書留料金分を加えた料金の切手(460円)を貼った長3号(12cm×23.5cm)封筒を併せて提出してください。
- ②入札参加申込書の申請者と連絡先が異なる場合は「事務担当者票」を併せて提出してください。
- ③連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記してください。

## 記載例

## 事務担当者票

入札参加 申込者	住所又は所在地	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
	氏名又は名称	名古屋株式会社
	代表者氏名	代表取締役 名古屋 一郎
	電話番号	(052) 961-1111
連絡先・ 郵送先	住所	〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番地
	氏名又は法人名	名古屋株式会社 名古屋東支店
	部署名・担当者名	営業1課サービス担当 <small>アイチ ジロウ</small> 愛知 次郎
	電話番号	(052) 000-1111

入札参加申込書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

# 入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎 住所  
(入札申込者) 氏名 (フリガナ)  
電話

住 所 (所在地)  
(入札申込者) 氏名 (名称)  
(代表者役職・氏名)  
電話

※法人の場合は主たる所在地・名称・代表者役職・氏名を記入してください。

令和8年1月6日付けで公告のありました名古屋市生涯学習センター等及び名古屋市立高等学校等における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

## 添付書類

① <個人の場合> 住民票の写し 1通  
<法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通  
法人役員に関する調書 1通

いずれも発行後 3月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。

② <個人法人いずれも> 入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(設置する種類のもの)を設置した実績がわかるもの(官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し)

## 備 考

① 反信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し簡易書留料金分を加えた料金の切手(460円)を貼った長3号(12cm×23.5cm)封筒を併せて提出してください。  
② 入札参加申込書の申請者と連絡先が異なる場合は「事務担当者票」を併せて提出してください。  
③ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記してください。

## 事務担当者票

入札参加 申込者	住 所 又 は 所 在 地	〒
	氏 名 又 は 名 称	
	代 表 者 氏 名	
	電 話 番 号	
連絡先・ 郵送先	住 所	〒
	氏名又は法人名	
	部署名・ <small>フリガナ</small> 担当者名	
	電 話 番 号	

入札参加申込書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

## 記載例

(様式 3)

## 法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称		名古屋株式会社		
所 在 地		名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号		
役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
代表取締役	(ナゴヤ タロウ) 名古屋 太郎	T・S・H・R 35・1・1	男	名古屋市中区三の丸三丁 目 1 番 1 号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・S・H・R 36・2・1	女	名古屋市中区三の丸三丁 目 1 番 1 号
取締役	(キタ イチロウ) 北 一郎	T・S・H・R 40・3・1	男	名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号
監査役	(ナカ ジロウ) 中 二郎	T・S・H・R 45・4・1	男	名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載してください。

↑  
↑  
代表役員については、  
法人登記簿に記載され  
ている代表役員の住所  
地を記載し、  
その他の役員につい  
ては、現住所を記載して  
ください。

# 法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		
	( )	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載してください。

## 記載例

## 入札書

令和8年2月24日

(あて先)

名古屋市  
代表者

(入札申込者)

所在地

商号又は名称

(代理人)

住所

氏名

&lt;連名で入札する場合&gt;

全員の参加資格確認番号・所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入が必要

個人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋 太郎

法人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋株式会社 代表取締役 名古屋 一郎名古屋市中区三の丸二丁目1番1号  
愛知 次郎

名古屋市生涯学習センター等及び名古屋市立高等学校等における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付の一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上で、下記のとおり入札します。

物件番号	施設名称	設置場所	金額(月額の貸付価格)							
			百万	拾万	万	千	百	拾	壱	(位)
教育-1	中川生涯学習センター	駐車場内				¥	4	0	0	
教育-2	南生涯学習センター	1階ロビー内a				¥	9	0	0	
教育-3	女性会館	情報棟1階ロビー内				¥	9	0	0	
教育-4	桜台高等学校	3棟(プール棟) 北東側(屋外)				¥	4	0	0	
教育-5	北高等学校	管理教室棟(A棟) 西昇降口東a(屋外)				¥	4	0	0	
教育-6	北高等学校	管理教室棟(A棟) 西昇降口東c(屋外)				¥	4	0	0	
教育-7	富田高等学校	A棟中央昇降口横b(屋外)				¥	4	0	0	
教育-8	富田高等学校	A棟中央昇降口横c(屋外)				¥	4	0	0	
教育-9	富田高等学校	体育館出入口前A(屋外)				¥	4	0	0	
教育-10	富田高等学校	体育館出入口前B(屋外)				¥	4	0	0	

月額を記入すること

物件番号	施設名称	設置場所	金額(月額の貸付価格)						
			百万	拾万	万	千	百	拾	壱
教育-11	富田高等学校	体育館出入 口前C(屋外)				¥ 4	0	0	0
教育-12	山田高等学校	北校舎パン販 売所南渡り廊 下東A(屋外)				¥ 4	0	0	0
教育-13	山田高等学校	北校舎パン販 売所南渡り廊 下東B(屋外)				¥ 4	0	0	0
教育-14	山田高等学校	北校舎パン販 売所南C(屋 外)				¥ 4	0	0	0
教育-15	名東高等学校	1階生徒昇降口 外面北西A(屋 外)				¥ 4	0	0	0
教育-16	西陵高等学校	北棟出入口ホ ール横D(屋 内)				¥ 9	0	0	0
教育-17	西陵高等学校	北棟出入口ホ ール横E(屋 内)				¥ 9	0	0	0
教育-18	名古屋商業高 等学校	校舎棟1階ラウ ンジB(屋内)				¥ 9	0	0	0
教育-19	工業高等学校	北実習棟東 側a(屋外)				¥ 4	0	0	0
教育-20	工業高等学校	北実習棟東 側b(屋外)				¥ 4	0	0	0
教育-21	工業高等学校	体育館棟1階 西側出入口 前e(屋外)				¥ 4	0	0	0
教育-22	笹島小中学校 第2グラウンド	第2グラウンド 南側B(屋外)				¥ 4	0	0	0

月額  
を記  
入す  
ること

- 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- 代理人が入札する場合は、入札申込者の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入の上、代理人の住所・氏名を記入してください。
- 金額は、最低貸付価格(月額)以上の金額を記入してください。
- 金額はアラビア数字で記入し、金額の頭に¥マークを記入してください。
- 金額の訂正はできません。
- 入札しない物件は、金額を記入する必要はありません。

# 入札書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市  
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札申込者)

所在地  
商号又は名称  
代表者 役職・氏名

(代理人)

住所  
氏名

名古屋市生涯学習センター等及び名古屋市立高等学校等における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付の一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上で、下記のとおり入札します。

物件番号	施設名称	設置場所	金額(月額の貸付価格)							
			百万	拾万	万	千	百	拾	壱	(位)
教育-1	中川生涯学習センター	駐車場内								
教育-2	南生涯学習センター	1階ロビー内a								
教育-3	女性会館	情報棟1階ロビー内								
教育-4	桜台高等学校	3棟(プール棟) 北東側(屋外)								
教育-5	北高等学校	管理教室棟(A棟) 西昇降口東a(屋外)								
教育-6	北高等学校	管理教室棟(A棟) 西昇降口東c(屋外)								
教育-7	富田高等学校	A棟中央昇降口横b(屋外)								
教育-8	富田高等学校	A棟中央昇降口横c(屋外)								
教育-9	富田高等学校	体育館出入口前A(屋外)								
教育-10	富田高等学校	体育館出入口前B(屋外)								

月額  
を記入す  
ること

物件番号	施設名称	設置場所	金額(月額の貸付価格)							
			百万	拾万	万	千	百	拾	壱	(位)
教育-11	富田高等学校	体育館出入口前C(屋外)								
教育-12	山田高等学校	北校舎パン販売所南渡り廊下東A(屋外)								
教育-13	山田高等学校	北校舎パン販売所南渡り廊下東B(屋外)								
教育-14	山田高等学校	北校舎パン販売所南C(屋外)								
教育-15	名東高等学校	1階生徒昇降口外面北西A(屋外)								
教育-16	西陵高等学校	北棟出入口ホール横D(屋内)								
教育-17	西陵高等学校	北棟出入口ホール横E(屋内)								
教育-18	名古屋商業高等学校	校舎棟1階ラウンジB(屋内)								
教育-19	工業高等学校	北実習棟東側a(屋外)								
教育-20	工業高等学校	北実習棟東側b(屋外)								
教育-21	工業高等学校	体育館棟1階西側出入口前e(屋外)								
教育-22	笛島小中学校 第2グラウンド	第2グラウンド南側B(屋外)								

月額を記入すること

- 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- 代理人が入札する場合は、入札申込者の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入の上、代理人の住所・氏名を記入してください。
- 金額は、最低貸付価格(月額)以上の金額を記入してください。
- 金額はアラビア数字で記入し、金額の頭に¥マークを記入してください。
- 金額の訂正はできません。
- 入札しない物件は、金額を記入する必要はありません。

# 委任状

私は都合により **名古屋市中区三の丸二丁目1番36号 愛知 次郎** を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 委任事項

令和 8年 2月24日実施の名古屋市生涯学習センター等及び名古屋市立高等学校等における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付の一般競争入札に関する一切の権限

委任する 物件番号	教育-1, 教育-2, 教育-3, 教育-11, 教育-12	複数物件を委任する場合は、委任する物件すべて記入してください。
--------------	-----------------------------------	---------------------------------

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和8年2月24日

委任者 (住所・所在地) **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**

(氏名・名称) **名古屋株式会社**

(代表者 役職・氏名) **代表取締役 名古屋 一郎**

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所) **名古屋市中区三の丸二丁目1番36号**

(氏 名) **愛知 次郎**

(あて先)名古屋市長

# 委 任 状

私は都合により  
下記の権限を委任します。

## 委 任 事 項

令和 8年 2月24日実施の名古屋市立高等学校及び名古屋市生涯学習センターにおける自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付の一般競争入札に関する一切の権限

委任する 物件番号	
--------------	--

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

委任者 (住所・所在地)  
(氏名・名称)  
(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)  
(氏 名)

(あて先)名古屋市長

## 公有財産借受申込書

令和 8年 3月 12日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

個人の場合

(申込者) 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(フリガナ) ナ ゴ ヤ タロウ

氏 名 名古屋 太郎

電 話 (052)961-1111

法人の場合

(申込者) 住 所(所在地) 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(フリガナ) ナ ゴ ヤ カブシキガイジヤ

氏 名(名称) 名古屋株式会社

(代表者役職・氏名) 代表取締役 名古屋 一郎

電 話 (052)961-1111

※法人の場合は主たる所在地・名称・代表者役職・氏名を記入してください。

裏面記載の事項を誓約し、次のとおり公有財産の借受けを申し込みます。

物 件 番 号	教育-1
使 用 目 的 及 び 用 途	自動販売機の設置
種 類	清涼飲料水
施 設 名 称	中川生涯学習センター
設 置 場 所	駐車場内
設 置 台 数	1台
借 受 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
書 類 送 付 先	(住所) 〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番地 (名前) 名古屋株式会社 営業1課サービス担当 アイチ ジロウ 愛知 次郎 電話 (052) 000-1111
その他の参考となる事項	

注 貸付けにより暴力団を利することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

3 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

## 誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 公有財産借受申込書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者)

住 所

フリガナ

電 話

※法人の場合は主たる所在地・名称・代表者役職・氏名を記入してください。

裏面記載の事項を誓約し、次のとおり公有財産の借受けを申し込みます。

物 件 番 号	
使 用 目 的 及 び 用 途	自動販売機の設置
種 類	
施 設 名 称	
設 置 場 所	
設 置 台 数	台
借 受 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
書 類 送 付 先	(住所) (名前) 電話 ( )
その他の参考となる事項	

注 貸付けにより暴力団を利用することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

3 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(裏面)

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

(1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

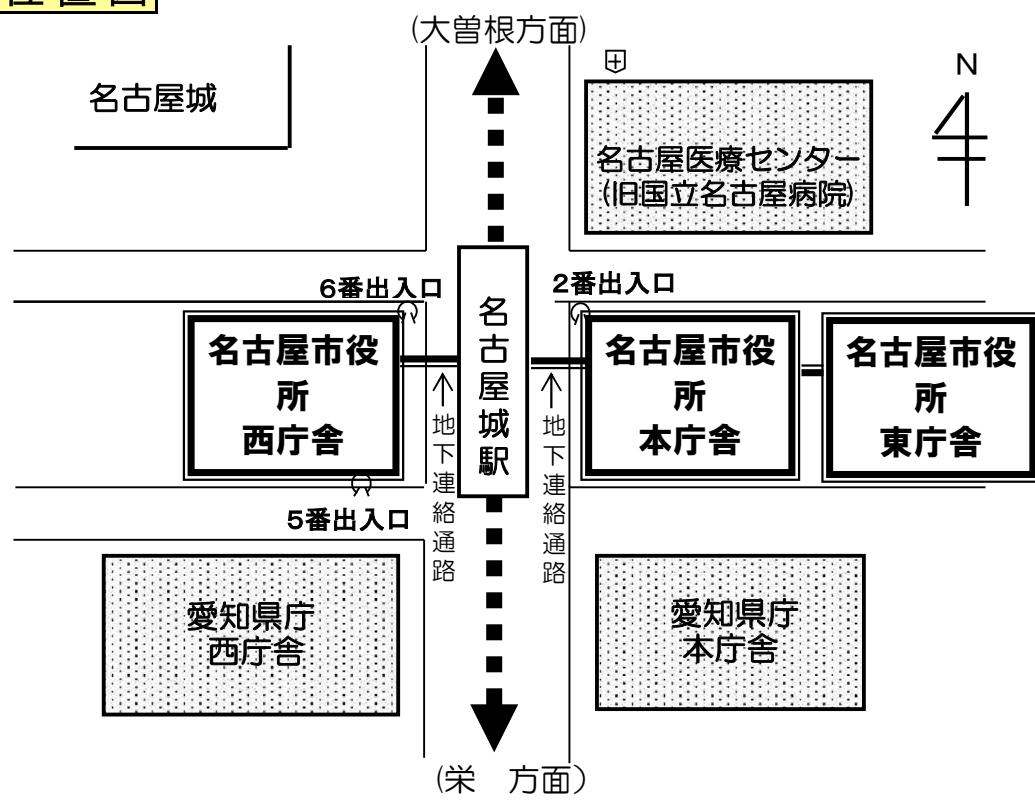
(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

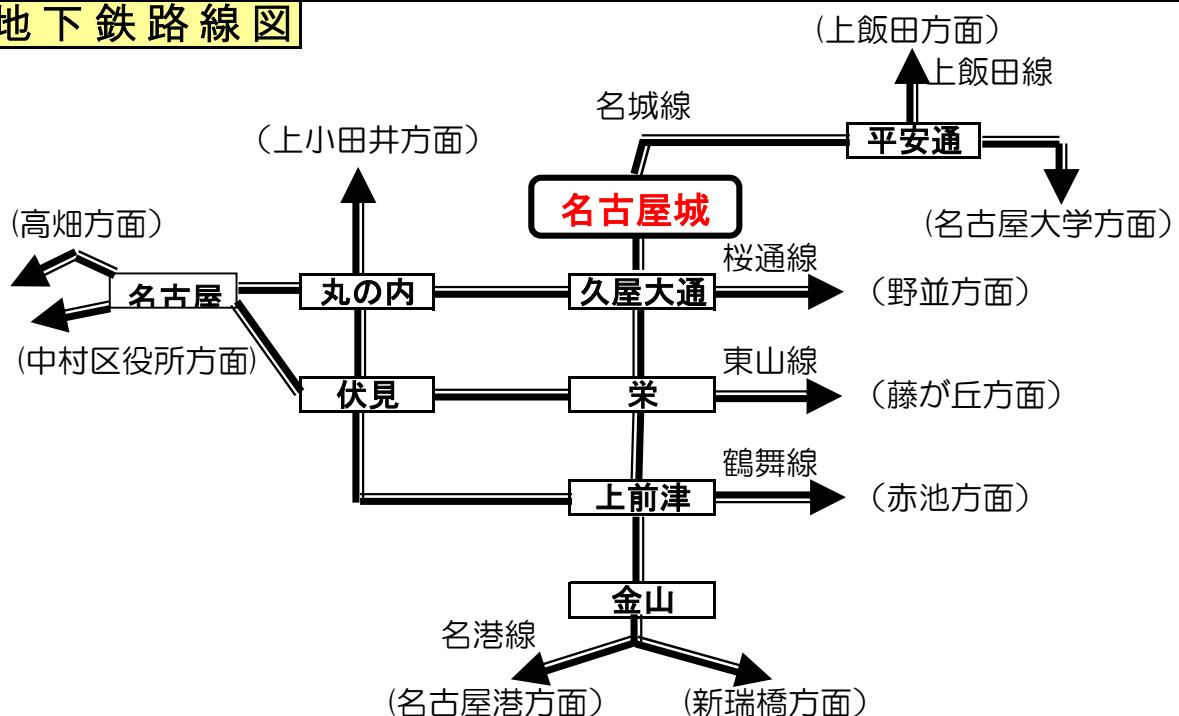
(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 市役所位置図



## 地下鉄路線図



## 市役所を通る主なバス路線

- 基幹2(栄～市役所～引山・四軒家)
- 基幹2(名古屋駅～市役所～光ヶ丘・猪高車庫)
- 名駅14(名古屋駅～市役所～大曾根)
- 栄11(栄～市役所～如意車庫前・平田住宅)
- 栄25(栄～市役所～名塚中学・名西橋)

# 名古屋市教育館



〒461-0001

名古屋市東区泉一丁目1番4号

最寄り駅

地下鉄…桜通線「久屋大通」下車

1A番出口 北へ約10分

地下鉄…名城線「名古屋城」下車

3番出口 南東へ約10分

市バス…「市政資料館南」下車 西にすぐ

# お問い合わせ先

入札事務、共通仕様書及び特記仕様書に関すること	(高等学校について) 名古屋市教育委員会学校施設課 TEL052-972-3222 FAX052-972-4176 (生涯学習センターについて) 名古屋市教育委員会生涯学習課 TEL052-950-5045 FAX052-950-5041
設置現場の状況等に関すること	物件別特記仕様書に記載の各施設担当者
マナ力電子マネーに関すること	交通局営業課事業推進担当 TEL 052-972-3927
受付期間	令和8年1月6日(火)～令和8年1月16日(金) 午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時、土曜日、日曜日及び祝休日を除く)

市公式ウェブサイトから入札案内書、別冊物件説明書、入札参加申込書などをダウンロードすることができます。

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1035043/1044264.html>



《二次元コード》